

成年後見制度利用助成金のご案内

この制度は、所得や資産が少ない方を対象に、成年後見等の開始の申立費用や鑑定料等及び、成年後見人等の報酬を助成するものです。

【申立助成の内容】

- ①申立費用（申立手数料・登記手数料・郵便切手代）
- ②鑑定料
- ③成年後見用診断書作成料
- ④その他

【報酬助成の内容】

- ① 家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等報酬費用
※ただし後見人等が親族の場合を除く。

【助成の申請及び請求のできる者】

- ① 被後見人等本人
- ② 申立費用を負担した親族等
- ③ 後見人等（助成申請前に本人が亡くなった場合）
 - ① ～③いずれも親族等後見人等の場合は対象外

※申請期限

申立費用は後見等の審判から、報酬は報酬付与の審判があった日から90日以内。

【助成の対象者及び要件】

<本人の要件>

ア、イの要件をすべて満たしていること

ア 葛飾区内に住所を有しているまたは葛飾区外であっても葛飾区長による措置等を受けている

イ 次のいずれかに該当すること

①生活保護受給者

②中国残留邦人法等による支援を受けている者

③次の全てを満たす場合

・助成を受けようとする日の属する会計年度の前年度の特別区民税又は市町村民税が非課税の世帯に属すること

・世帯の預貯金等の合計額が、100万円以下であること

・世帯が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

【申請に必要な書類】（申立費用の場合）

① 成年後見制度利用助成金申請書兼請求書

② 後見等開始の審判書の写し

③ 審判申立てに要した費用の全ての領収書

④ 家庭裁判所に提出した収支状況報告書及び財産目録の写し

⑤ 未使用郵券返還書類の写し

【申請に必要な書類】（報酬の場合）

① 成年後見制度利用助成金申請書兼請求書

② 登記事項証明書の写し(初回のみ)

③ 報酬付与審判書の写し

④ 家庭裁判所に提出した収支状況報告書及び財産目録の写し

⑤ 要件を満たすことを証する書類 等

※直近の非課税証明書・生活保護受給証明書 等

問い合わせ先

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター

電話 03-5672-2833

住所 葛飾区堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階